

(仮称) 江戸川区子どもの権利条例の制定について

1 背景

本区は今年4月に児童相談所を開設しました。児童相談所は子どもを守る地域の拠点ですが、児童相談所があれば全ての子どもを守れるというわけではありません。児童相談所をはじめとした行政機関、そして地域の大人たちが手を携えて子どもの育ちに関わっていくことが必要です。

また、子どもは生まれたときから権利の主体として、その権利が大切に守られることを子ども自身が理解し、それを地域の共通認識とすることが大切です。

このような取り組みや気運をさらに高めていくために、子どもの権利条例を制定し、子どもの最善の利益が図られるまちを目指していきます。

2 条例(素案)の概要

- (1) 子どもにも理解できる内容(小学6年生程度の語彙・表現)とし、子どもの権利に対する本区の基本的な考え方を示す理念条例とします。
- (2) 「子ども」とは、原則として区内に在住・在学・在勤または活動する18歳未満の者を対象とします。
- (3) 子どもの権利条約の考えをもとに、子どもの大切な権利や区・保護者・区民・学校等の役割を規定します。
- (4) 子どもの権利が侵害されたときの、適切な救済を図り、回復を支援する機関を設置します。
- (5) 区は、子どもの権利の普及啓発に努めます。

3 条例制定プロセスにおける子どもからの意見聴取

- (1) 小学生、中高校生を対象としたワークショップの開催
- (2) 外国人、不登校児、障害児、LGBTなど、生きづらさを抱えている子どもへの個別ヒアリングの実施

【参考】子どもの権利条約について

1989年、国連において子どもの権利条約が採択され、日本も1994年に批准しました。

条約は54条で構成され、国連子どもの権利委員会が定めた4つの一般原則「生命、生存及び発達に関する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」が特に大切な権利とされています。